

※償還猶予を希望する月の前月14日までに提出ください。

償還猶予申出書（新規・延長・短縮）

↑あてはまるものを選んでください

所属所名	氏名	猶予事由	返済方法	猶予期間							
				開始				終了			
				年号	年	月	年号	年	月		
所属所コード	職員番号		1	令和				令和			

1:住宅等の被災 2:育児休業・配偶者同行休業 3:介護休暇・病気無給休職

<借受中の全貸付け> ↓現在借り受けている全ての貸付種別の□にチェックをしてください

☐ 11:一般	☐ 21:住宅災害	☐ 31:住宅	☐ 41:教育	☐ 51:災害
☐ 61:医療	☐ 71:結婚	☐ 72:葬祭	☐ 81:介護構造部分に係る	

公立学校共済組合貸付規程第17条の規定及び同規則第14条の規定に基づいて、償還の猶予を希望したいので申し出ます。なお、猶予された償還金の返済は、猶予期間が満了した月の翌月から定期償還額に、償還を猶予した各月分の償還額を上乗せして償還します。

公立学校共済組合東京支部長 殿

令和 年 月 日

借受人住所

電話

借受人 職名

氏名

(自書)

↑必ず借受人が自書してください。

↓あてはまるものを○で囲んでください

<承認期間（育児休業・配偶者同行休業・介護休暇・無給休職）> ※所属所記入

承認期間※変更する場合は当初承認期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
変更（延長・短縮）	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

↑変更する場合は延長、短縮どちらかを○で囲んでください

※病気無給休職の場合、傷病手当金又は同附加金の支給を受けている期間は、償還猶予の対象になりません。

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所属所名

電話

所属所長名

公印

償還猶予における留意事項

1 償還猶予期間の短縮・延長等変更を希望する場合について

育児休業期間の短縮・延長に伴う償還猶予期間を短縮・延長する場合は、再度「償還猶予申出書」を提出してください。

2 償還猶予中に再び妊娠出産休暇（以下「産休」という。）を取得する場合

産休の期間は、給与が支給されるため償還猶予ができなくなりますので、「償還猶予申出書（短縮）」を提出してください。

産休後育児休業を取得し、再び償還猶予を希望する場合は、希望月前月の14日までに「償還猶予申出書（新規）」を提出してください。

3 償還猶予期間中又は償還猶予返済中に退職する場合について

未償還元利金と猶予残額を合わせて退職手当から控除しますので、事前にご連絡ください。退職手当から控除できない分は、納付書により納付していただきます。

4 住宅借入金等特別控除の適用を受けている方へ

償還猶予期間は償還期間に含まれません。償還期間から償還猶予期間を除いた期間が、10年未満となる場合は、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができません。

※貸付担当受付印

1 審	2 審	3 審